

第1章 はじめに

P1~

1 計画の位置づけ

- ・新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法に基づき、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるもの
 - ・国の基本指針及び宮城県感染症予防計画に即し、本市においても、保健所設置市として新たに策定するもの
 - ・医療法に基づく宮城県地域医療計画や(仮称)仙台市医療政策基本方針、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく宮城県新型インフルエンザ等行動計画及び仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画等との整合を図るもの
- ※改正感染症法において、都道府県並びに保健所設置市で策定する予防計画に定める事項が、それぞれ規定されている

県計画で定める主な内容

- ・医療提供体制、医療機関等との協定締結
- ・検査機関、宿泊施設との協定締結
- ・県、保健所設置市、関係機関で構成する宮城県感染症連携協議会の設置

本市計画及び県計画で定める主な内容

- ・検査の実施体制確保、患者の移送体制確保
- ・外出自粛対象者の療養環境整備
- ・人材養成と資質の向上、保健所の体制確保
- ・特定感染症への対応

2 感染症を取り巻く経過及び現状

➤ 背景及び社会情勢

- ・新型コロナへの対応にあたっては、医療提供体制のみならず、保健所業務もひっ迫する状況であった。
- ・近年、インバウンドの推進など海外との相互交流促進により輸入症例の増加が懸念されている。

➤ 全数把握感染症の患者数の推移



※ 令和4年における全数把握感染症の患者数昇順第4位までの感染症を掲載

(参考)特定感染症予防指針に定められた感染症
結核、麻しん・風しん、エイズ・性感染症、インフルエンザ、蚊媒介感染症

3 経過及び現状を踏まえた対策の推進

➤ 平時における対応

- ・インバウンドの推進など、海外との相互交流が促進されている現状を踏まえ、海外及び他自治体の発生動向を注視し、対策を推進していく。
- ・特定感染症予防指針が策定されている感染症は、梅毒といった増加傾向にあるものや、麻しんや蚊媒介感染症等の輸入症例により、まん延が懸念される感染症であり、国の指針に基づいた対策を強化する必要がある。
- ・結核についても、発生数は全体として低下傾向にあるが、依然として発生数は多く、引き続き対応が必要である。

➤ 新興感染症への対応

- ・新型コロナへの対応を踏まえ、緊急時に備えた平時からの体制整備や、医療機関など関係機関との連携体制の構築等が必要である。
- ・国からは保健所職員等の資質向上や、新興感染症の感染急拡大に備えた体制作りのため、検査体制、訓練の実施や保健所体制について数値目標の設定が求められている。数値目標の考え方として、従前の**新型コロナへの対応を念頭に**、国内外の最新の知見を踏まえつつ、一定の想定を置くことが示されている。

また、保健所体制の整備については、「**新型コロナウイルスがオミクロン株に変異したいわゆる「第6波」と同規模の感染症が流行初期に発生した場合の、流行開始から1ヶ月間の業務量に対応可能な人員確保数を想定すること**」が示されている。

以上を踏まえ、感染症予防の推進の基本的な方向を定め、感染症対策を推進する。

4 計画期間・進捗管理

- 計画期間：令和6年度から11年度までの6年間
(国の基本指針の改正などを踏まえ、必要に応じて、見直しを行う)
- 計画に基づく取り組み状況については、県連携協議会に報告し、進捗確認を行うことで、関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。

第2章 感染症の予防の推進の基本的な方向

P8~

1 事前対応型行政の構築

- ・発生動向調査を適切に実施するための体制整備や、本計画に基づく取り組みを通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた、事前対応型の行政として取り組んでいく。

2 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

- ・市民一人ひとりの予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねで、社会全体の感染症の予防を推進する。

3 人権の尊重

- ・感染症予防と患者等の人権尊重の両立を基本とし、個人情報保護に十分留意するとともに、差別や偏見の解消のため、正しい知識の普及に努める。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

- ・感染症の発生状況等を迅速かつ的確に把握ができるよう、関係機関が連携できる体制整備を行うとともに、本計画や仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画等の周知を通じ、健康危機管理体制の構築を推進する。

5 正しい知識の普及と情報の提供

- ・平時より、感染症予防についての正しい知識の普及啓発を図る。
- ・緊急時には、市民が感染予防等を講じる上で有益な情報を、可能な限り迅速に提供する。

6 各主体が果たすべき役割

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 行政 (本市) | … 施策の実施、感染症対策に必要な基盤整備 |
| (2) 市民 | … 予防に必要な注意を払うよう努める、人権尊重 |
| (3) 学校 | … 教育活動の中での、正しい知識の普及 |
| (4) 医師等 | … 施策への協力、良質かつ適切な医療の提供 |
| (5) 獣医師等 | … 施策への協力、知識及び技術習得・適切な管理 |
| (6) 施設の開設者等 | … 施設における予防やまん延防止措置の実施 |

7 予防接種

- ・ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、安全かつ適切な予防接種を受けやすい環境を整備し、積極的に予防接種を推進していく。

- ▶ 市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある様々な感染症の発生及びまん延に備えるため、下記項目の取り組みを推進する。
- ▶ 新興感染症への対応に係る数値目標について、国の基本指針に基づき、下記項目4、9、10のとおり、設定する。

1 感染症発生の予防のための施策

- ・発生動向調査の体制確立のため、法第12条に基づく届出義務について、医師会等を通じて周知徹底を図り、発生動向の適切な把握を行う。
- ・食品衛生対策や環境衛生対策等における関係機関と連携を図る。
- ・有効性と安全性が確認されたワクチン接種を推進する。

2 感染症のまん延の防止のための施策

- ・対人措置（検体採取、入院措置等）や対物措置、積極的疫学調査を実施する場合には、人権尊重の観点から、必要最小限のものとする。
- ・予め関係団体、他の地方公共団体との連携強化を図る。

3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

- ・国や宮城県との連携のもと、感染症及び病原体等の調査、研究及び人材の育成等の取り組みを積極的に推進する。

4 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

- ・本市衛生研究所における検査体制整備、平時からの試験検査機能の向上に努める。

【数値目標】

- ▶ 本市衛生研究所における検査実施能力

[流行初期]	77件/日
[流行初期以降]	236件/日
- ▶ 本市衛生研究所における検査機器確保数

[流行初期]	3台（PCR検査機器）
[流行初期以降]	5台（PCR検査機器）

※宮城県感染症予防計画において、本市分も含めた宮城県全体の数値目標を設定

5 感染症の患者の移送のための体制の確保

- ・民間移送機関への業務委託や、消防機関との連携等により、移送体制を整備するほか、配慮を必要とする方の移送について、庁内関係部署や関係団体と連携を図る。

6 宿泊施設の確保

- ・新興感染症が発生した場合に、当該感染症の発生及びまん延状況を考慮しつつ、県が宿泊施設の体制を整備できるよう、平時より県と協議を行い、連携を図る。

7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- ・体調悪化時に適切な医療につなげられる健康観察等の体制整備や、物資の支給等生活支援の実施に向けて、関係団体等と連携を図る。

8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

- ・患者に対する差別や偏見の防止や市民の感染症予防意識の向上のため、広報媒体や研修会などを活用し、正しい知識の普及に努める。

9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

- ・職員やIHEAT※要員を対象とした研修・訓練を実施する。
- ・地域の健康を推進する団体に対する正しい知識や情報の提供に努める。

【数値目標】

- ▶ 保健所職員及び市職員に対する研修及び訓練実施回数 1回以上/年
（別途保健所職員については、国や国立感染症研究所などが実施する研修などを活用し、平時から人材の養成を行う）

※「Infectious disease Health Emergency Assistance Team」感染症のまん延等の健康危機が発生した際に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

- ・業務の一元化やICT活用等による業務効率化、IHEAT要員等の活用を視野に入れ、平時より有事に必要な人員数を検討し、有事の際には速やかに体制を切り替える仕組みを整備する。

【数値目標】

- ▶ 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数 540人/日
（流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応）
- ▶ IHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数） 10人

11 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保

- ・取り扱いに関する基準の遵守や積極的な情報収集に努める。

12 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供

- ・緊急時においては、国や他自治体、関係機関等との緊密な連携のもと対応するとともに、市民への積極的かつ理解しやすい情報提供に努める。

13 特定感染症予防指針に定められた感染症への対応

- ・特定感染症予防指針に定められた下記の感染症※については、本市における発生状況等を踏まえつつ、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を推進する。

※①結核、②麻しん、③風しん、④エイズ・性感染症、⑤インフルエンザ等、⑥蚊媒介感染症（デング熱、チクングニア熱及びジカウイルス感染症等）

14 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- ・病院、社会福祉施設等においては、患者等や職員の健康管理による感染症の早期発見、早期治療を推進する。
- ・その他、災害防疫、動物由来感染症対策、外国人への対応、薬剤耐性対策などを推進する。